

令和7年度東京港の内貿ユニットロードふ頭等におけるDX推進補助金

募集要領

第1 目的

この補助金は、東京港の内貿ユニットロードふ頭及びフェリーふ頭におけるデジタル・トランスフォーメーション（DX）を進め、荷役時間の短縮や荷役の効率化を推進することを目的として実施します。

第2 補助対象事業

補助金の交付対象となる事業は、次の効果を目的とするICT技術の導入等に係る事業のうち、東京都知事（以下「知事」という。）が適当と認めたもの（以下「補助対象事業」という。）とします。

- (1) ヤードにおける車両入退場管理による車両管理の効率化
- (2) ヤードにおける車両位置情報管理による車両探索時間の短縮化
- (3) その他、ヤード内における荷役の効率化

第3 補助対象者

補助対象者は、次に掲げる事業者とします。

- (1) 別表1に掲げる東京港の対象ふ頭を利用するRORO船又はフェリーの船舶運航事業者
- (2) 船舶運航事業者の同意を得た港湾運送事業者（港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）第3条第1号の一般港湾運送事業の許可を受けたもの）

次に掲げる団体は、補助対象者となりません。補助対象者交付決定以後に判明した場合も同様です。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの

第4 補助対象経費

この補助金の対象となる経費は、本要領第2に規定する補助対象事業について、別表2に掲げる経費で、地方自治法（昭和22年法律第67号）第208条に定める各会計年度内（4月1日から翌年3月31日まで）に交付決定を受け、かつその実施に伴い発生した経

費の支払が完了した経費のうち、知事が適当と認めた事業に係る経費（以下「補助対象経費」という。）とします。

また、補助対象経費は消費税及び地方消費税相当額を控除した額とします。

なお、補助金の交付決定前に契約締結する等、補助対象事業を既に開始している場合、当該経費については、補助対象経費として認められません。

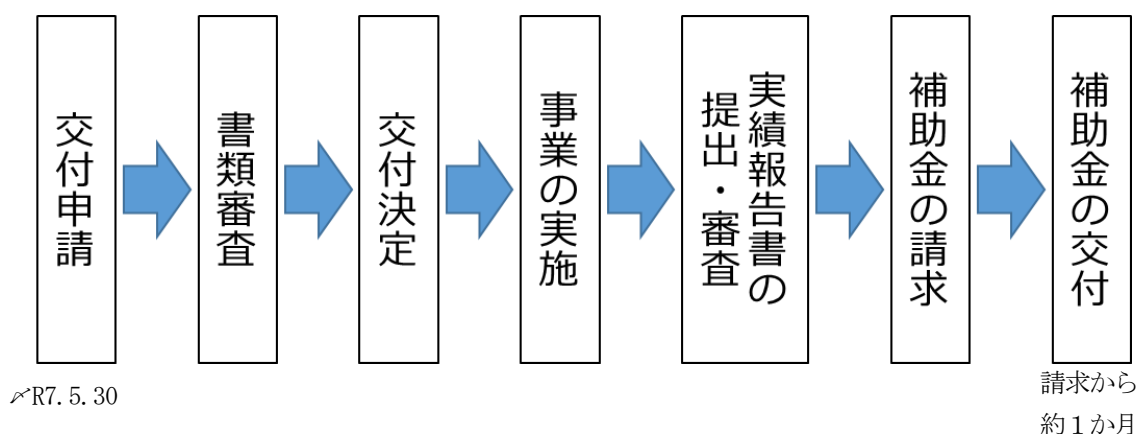
第5 補助率及び補助金上限額

この補助金は、都の予算の範囲内で交付するものとし、別表1に掲げる対象ふ頭1件あたりの補助金額は、本要領第4に定める補助対象経費（本補助金以外の国、都又は区市町村等から補助金等の交付を受けている場合は、補助対象経費から補助金額等を差し引いた補助対象者負担額）の2分の1、かつ4,500万円を上限とします（千円未満の端数は切り捨て）。

第6 交付申請から補助金の交付までの流れ

交付申請から補助金の交付までの流れは次のとおりとなります。

<令和7年度のスケジュール>



第7 交付申請

補助の申請にあたっては、下記（3）の窓口で事前連絡の上、申請書類一式を持参又は郵送（書留郵便）してください。

補助対象者が、同一のふ頭で複数の船舶運航事業者又は港湾運送事業者となる共同申請を行う場合は、代表となる企業（以下「代表事業者」という。）を定め、共同申請者が代表事業者に補助金の申請・交付に係る手続を委任し、代表事業者が手続を行うものとします。

なお、事業者間の金銭負担等のトラブルについて、都は一切の責任を負いません。

（1）申請受付期間

令和7年4月1日（火曜日）から同年年5月30日（金曜日）まで

※補助金の執行見込みによっては追加で申請を受け付ける場合もあります。

（2）申請書類

NO	必 要 書 類	備 考
1	補助金交付申請書（別記第1号様式） 又は 補助金交付共同申請書（別記第1の2号様式） ※1	いずれか1部
2	事業計画書（別記第1号様式 別紙1）	
3	経費所要額調（別記第1号様式 別紙2） ※2	単価算出の基礎資料（見積書） 等の添付 必要に応じて貸与料金の算定 根拠明細も添付
4	誓約書（別記第2号様式）※3	
5	同意書（別記第3号様式）	港湾運送事業者が申請する 場合のみ提出
6	法人の登記事項証明書※3	申請時から3か月以内のもの
7	事業報告及び決算書類※3	直近のもの
8	印鑑証明書※3	
9	会社概要（パンフレット等）※3	
10	その他必要になる書類	

- ※1 補助対象者が同一のふ頭で複数の船舶運航事業者又は港湾運送事業者が対象となる場合は、代表事業者を定めた上で補助金交付共同申請書（別記第1の2号様式）により共同申請してください。
- ※2 共同申請者間でのリース契約等により運用されるものである場合は、あらかじめ月々のリース料金に補助金相当額分の値下げが反映されていることを確認するため、貸与料金の算定根拠明細を提出してください。
- ※3 申請するすべての事業者について提出ください。

(3) 申請書類の提出等及び本事業についてのお問い合わせ先

東京都港湾局港湾経営部振興課（内貿振興担当）
〒163-8001
東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第二本庁舎8階南側
E-mail S0000517@section.metro.tokyo.jp
TEL 03-5320-5548（直通）

第8 審査・交付決定

1 事業計画等の審査

申請された事業は外部委員を含む審査委員会において審査を行います。

審査委員会は、申請者から提出のあった申請書類における事業計画等について、本要領第2に規定する補助対象事業の効果及び以下の項目を考慮して補助金交付に相当するかを審査し、都の予算の範囲内で補助対象事業を選定します。

(1) 事業の実現性

①	現状分析を的確に行い、内貿ユニットロードふ頭等における課題が明確にされているか
②	デジタル技術を活用して具体的に課題への対応策が検討されているか
③	概算事業費が妥当であるか
④	実施スケジュールが妥当であるか
⑤	実施体制が適切であるか
(2) 事業の実施効果	
①	ヤードにおける車両入退場管理による車両管理の効率化が見込まれるか
②	ヤードにおける車両位置情報管理による車両探索時間の短縮化が見込まれるか
③	その他、ヤード内における荷役の効率化が見込まれるか
④	東京港の他の内貿ユニットロードふ頭またはフェリーふ頭においても導入可能で、かつ導入効果が見込まれるか

なお、審査にあたって内容等に不明確な部分がある場合等は、申請者に対して必要に応じて追加の資料提出依頼やヒアリング等を行う場合があります。

また、虚偽の記載や不正行為、補助の目的に反する行為等が明らかになった場合には、当該申請を無効とすることがあります。

2 交付決定の通知

補助金交付事業を決定した場合は、申請者宛てに書面で通知します。

なお、交付決定額は補助額の上限を示すものであり、補助対象事業の完了後、又は補助金の交付決定に係る都の会計年度終了後に実績報告の提出を受け、補助金の額を確定します。

3 交付決定の取消し

交付決定後に、虚偽の申請や不正行為、補助の目的に反する行為等が明らかになった場合には、交付決定を取り消します。

4 事業の変更・中止

交付決定後に補助対象事業を変更・中止する場合は、変更・中止承認申請書（別記第5号様式）を提出してください。

第9 事業の実施

補助対象事業は、交付決定の通知後に実施してください。交付決定の通知の前に契約締結等を行った場合には、補助対象とはなりません。

第10 実績報告書の提出

補助金交付決定を受け、補助対象事業を行う者（以下「交付決定事業者」という。）は、本事業の終了後速やかに、実績報告書（別記第7号様式）及び必要な書類を提出してください。

(1) 提出期限

事業が完了した日から 30 日以内又は令和 8 年 3 月 31 日（火）のいずれか早い日まで

(2) 報告書類

NO	必 要 書 類	備 考
1	実績報告書（別記第 7 号様式）	
2	事業報告書（別記第 7 号様式 別紙 1）	
3	経費所要額実績報告書 （別記第 7 号様式 別紙 2）	
4	補助対象経費の確認資料（写しも可）	○事業実施に係る契約の仕様書 ○事業実施に係る契約の契約書又は請書 ○当該年度の契約履行を示す書類（納品書、 工事完了届、検査書、引渡書等） ○契約の履行に対する支出関係書類 （請求書、口座振込受付書控、領収書）
5	支払金口座情報登録依頼書※	都の支払金口座が未登録の場合

※ 補助金は、「口座情報払」という支払方法を利用して、口座振替にて支払を行います。「口座情報払」では、あらかじめ債権者様から都へ支払金口座情報登録依頼書の提出が必要となります。支払金を御請求の際は、口座情報登録後に交付する「支払金口座振替依頼書（口座情報払用）」の写しを取り、必要事項を御記入の上、都へ提出してください。

【会計管理局 HP】 <https://www.kaikeikanri.metro.tokyo.lg.jp/keiyaku.htm>

(3) 補助対象事業の完了前であっても、事業の進捗、経費の発生状況等を報告していただく場合があります。

第 1 1 補助金の請求・交付

1 補助金の額の確定

実績報告書に基づき、都の審査及び必要に応じて行う現地調査等を経て、補助金の額を確定した後に、交付決定事業者宛てに書面で通知します。

2 補助金の請求

額の確定通知を受けた交付決定事業者は、次の書類を提出してください。

(1) 請求書（別記第 9 号様式）

(2) 支払金口座振替依頼書（第 10（2）による支払金口座登録後にお渡しします。）

3 補助金の交付

補助金は、交付決定事業者の指定する宛先に対し、請求書受理後、概ね 1 か月以内に交付します。

4 補助金の返還

補助金交付後に、本申請内容において虚偽の申請や不正行為、補助の目的に反する行為等が明らかになった場合には、対象事業を取り消し、補助金の返還を求める場合があります。

第12 その他

- 1 本事業は、募集要領のほか、東京港の内貿ユニットロードふ頭等におけるDX推進補助金交付要綱の定めるところにより実施します。
- 2 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄を行うことはできません。
また、補助事業の目的に沿った利用が継続されているか確認するため、耐用年数の残存期間中は、必要に応じて現地確認等を行う場合があります。
- 3 交付決定事業者が前項の規定により知事の承認を受けて財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、知事は、この収入の全部又は一部を納付させることができます。
- 4 交付決定事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、台帳の管理及び物品への表示等、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運用を図らなければなりません。
- 5 事業完了後、事業の実施による荷役時間の短縮化や荷役の効率化に係る効果等について報告を求めることがあります。また、本報告の内容によっては、事業の実施について必要な改善を求めることがあります。
その他、必要に応じデータの提供等について御相談することがあります。
- 6 交付決定事業者は、補助金と事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日の属する年度の終了後の5年間）当該帳簿及び証拠書類を保存してください。
- 7 知事は、必要があると認めるときは、交付決定事業者に対して必要な報告をさせ、又は職員に帳簿、書類等を調査させることができるほか、交付決定事業者名、取組内容等を公表することができるものとします。
- 8 補助対象期間終了後、本事業に関する調査・評価のために、事後アンケートやヒアリングに協力して頂くことがあります。

別表1 対象となる内貿ユニットロードふ頭及びフェリーふ頭（第3関係）

場所	対象ふ頭
品川	品川内貿ふ頭SG～SKバース
有明	10号地ふ頭（西）VA～VKバース
	フェリーふ頭VACバース
中央防波堤内側	中央防波堤内側内貿ふ頭X4 X5バース
若洲	若洲内貿ふ頭LAバース

別表2 補助対象経費（第4関係）

事項	内容
条件	(1) 申請書に記載した事業を実施するための直接的かつ必要最小限の経費 (2) 全体計画期間内に契約が完了している経費 (3) 補助金の交付決定を受けた年度内に実施及び支払が完了している経費 (4) 補助対象（使途、単価、規模等）の確認が可能であり、かつ、補助対象事業に係るものとして、明確に区分できる経費
補助対象経費	(1) システム等の開発・改修費用（委託料等） (2) カメラ、I C T機器等の導入費用（備品購入費、使用料及び賃借料等） (3) 通信環境等の整備費用（工事請負費等） (4) (1) から (3) の事業実績がある場合において、その導入のために必要なコンサルタント費用（委託料等） (5) その他補助対象事業の目的と照らし知事が必要と認める費用
補助対象外経費	(1) 補助対象事業に係る人件費 (2) 補助対象事業以外に係る費用と明確に区別ができない経費（インターネット回線の使用料などの役務費等） (3) 補助対象（使途、単価、規模等）の確認が不可能なもの (4) 交付決定前に契約したものに対する経費 (5) 事務費などの間接経費（振込手数料、収入印紙代等） (6) 港湾関係使用料 (7) 消費税及び地方消費税 (8) 公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費